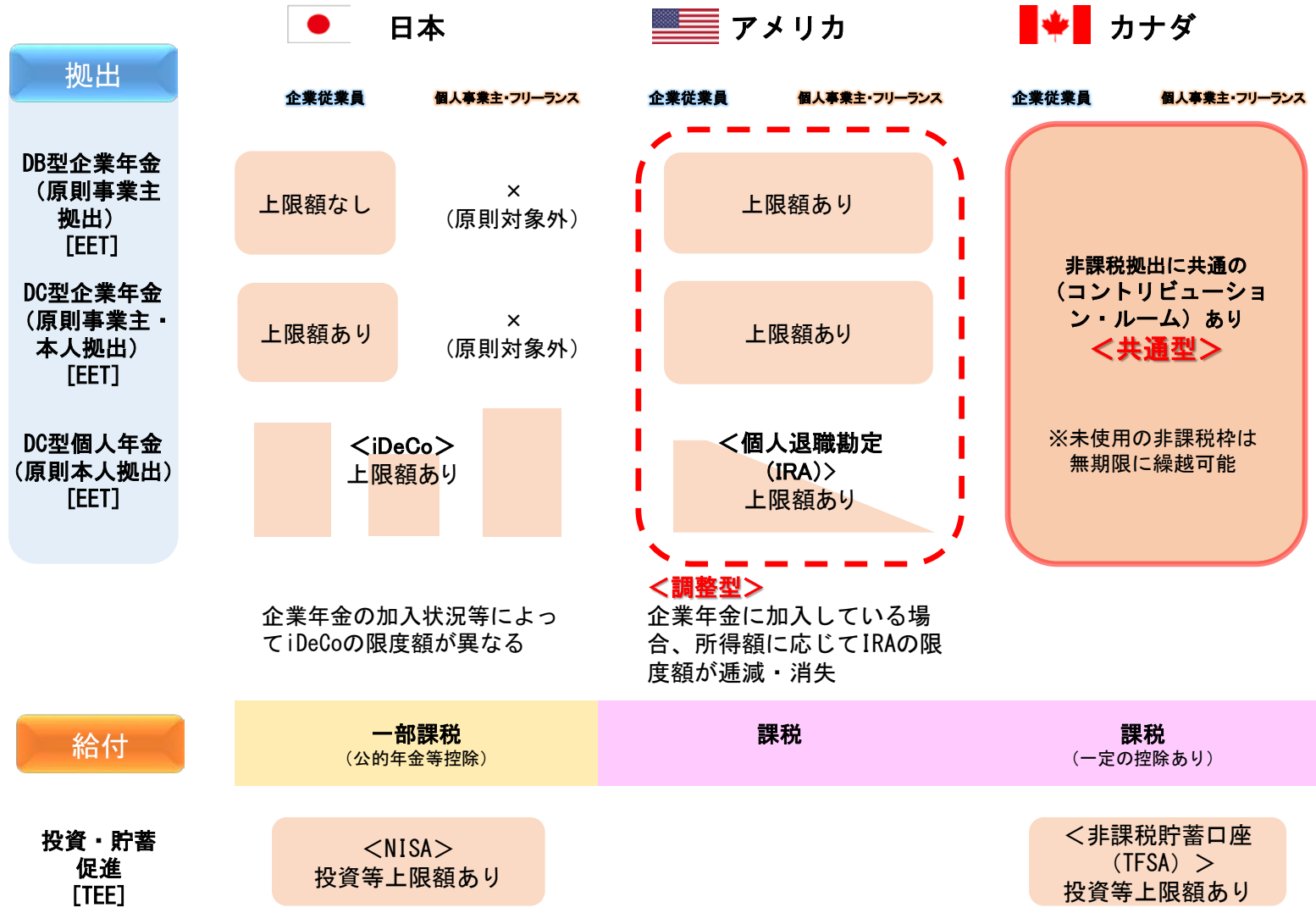


政府税制調査会 海外調査報告 [北米：アメリカ・カナダ]

令和 元年 9 月 4 日 (水)

田近栄治 土居丈朗

各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）



※本報告における私的年金とは、拠出時に所得控除の対象となる等、税制適格の仕組みを指し、個人退職勘定（IRA）等も含む。

※アメリカでは、DC型企業年金及びIRAの一種類として、TEEのロス（Roth）型も存在

※EはExempt（非課税）、TはTaxed（課税）を表す。年金等の拠出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。

ただし、E、Tの具体的意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。以降同じ。



アメリカの私的年金の枠組み

概観

EET型の企業年金と個人退職勘定（IRA）が私的年金の柱。

- ・ EET型の企業年金と個人退職勘定（IRA）が私的年金の柱。企業年金には被用者が加入し、働き方によらず利用できる個人退職勘定（IRA）が自営業者等の資産形成を担う仕組み。個人退職勘定（IRA）は企業年金の資産移換先にもなっており、転職時も資産統合が容易。
- ・ 終身雇用が少なく、平均勤続年数が短いなどの雇用環境を背景に、高額な退職一時金は（一部の役員等を除き）ほとんど存在しない。

拠出の枠組み

企業年金による従業員への支援が重視されるが、働き方や所得によって差が大きくなるように、企業年金加入者は個人退職勘定（IRA）への非課税拠出上限が所得に応じて減らされる等の仕組みあり（「調整型」）。

- ・ 非課税拠出上限額は原則、401(k)：年19,000ドル（215万円）、個人退職勘定（IRA）：年6,000ドル（68万円）。
- ・ 自営業者等も401(k)等、企業年金と同様のプランの立ち上げが可能。
- ・ TEE型としてRoth 401(k)とRoth型個人退職勘定（Roth IRA）が存在し、若年層や低所得者層が利用。資産規模はまだ小さく、老後の資産形成の柱とは位置づけられていない状況。

給付時の考え方

給付時は課税。年金払い、一時金払いどちらでも総合課税。

- ・ 70.5歳までに、企業年金も個人退職勘定（IRA）も引出しが開始される仕組み（引き出さない場合は、50%のペナルティ課税あり）。
- ・ 年金払い、一時金払いともに他の所得とそのまま合算されたうえで総合課税。一時金引出しは時として最高税率に直面するため、一般的でない。個人退職勘定（IRA）利用者の7割以上が、毎年決められた最低引出し額を引き出している状況。
- ・ 企業年金の中途引出しには一定程度制限あり。引き出した場合も、総合課税に加えて10%のペナルティ課税あり。個人退職勘定（IRA）の引出し分も同様に課税。

※ここでいう私的年金には、DB型・DC型（401(k)）等の企業年金と個人退職勘定（IRA）が含まれる。なお、DC型には401(k)以外のプランも存在するが、本報告においては、最も資産規模の大きい401(k)のみを対象としている。

（備考）邦貨換算レート：1ドル＝113円（基準外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



アメリカにおける企業年金・個人退職勘定の概要（未定稿）

	DB型企业年金	DC型企业年金（401(k)）	個人退職勘定（IRA）
導入年	1875年 (1974年エリサ法にて保護)	1978年 (Roth型は2006年)	1974年 (Roth型は1997年)
拠出方式	原則事業主	事業主、被用者	原則個人

拠出時の課税	事業主拠出	損金算入可 上限あり ⇒給付額が、年225,000ドル（2,543万円）又は最も給与が高かった連続3年間の平均給与額のうち、低い方を超えない水準等まで拠出可能。	所得控除可・損金算入可 上限あり ⇒被用者は、年19,000ドル（215万円）又は年間給与等のうち低い方。50歳以上の者は6,000ドル（68万円）のキャッチアップ拠出が可能。⇒事業主は、従業員拠出と合計で年56,000ドル（633万円）。全加入者の給与総額の25%まで。	原則拠出なし
	被用者（個人）拠出	原則拠出なし 拠出した場合の控除なし。		所得控除可 上限あり ⇒年6,000ドル（68万円）又は年間給与等のうち低い方。50歳以上の者は1,000ドル（11万円）のキャッチアップ拠出が可能。ただし、他に企業年金に加入している場合は上限額が逡減・消失。

給付時の課税	全額課税
--------	------

※401(k)及び個人退職勘定（IRA）について「Roth型」の場合は、拠出時に控除がなく、給付時非課税となる。

※中途引出しについては、一定の場合を除き、10%の追加課税の対象となる。

（備考）邦貨換算レート：1ドル＝113円（基準外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



概観

EET型の企業年金(RPP)と登録退職貯蓄プラン(RRSP)が私的年金の柱。

- ・ EET型の企業年金(RPP)と登録退職貯蓄プラン(RRSP)が私的年金の柱。登録企業年金(RPP)には被用者が加入し、働き方によらず利用できる登録退職貯蓄プラン(RRSP)が自営業者等の資産形成を担う。登録退職貯蓄プラン(RRSP)は登録企業年金(RPP)の資産移換先にもなっており、転職時も資産統合が容易。
- ・ 終身雇用が少なく、平均勤続年数が短いなどの雇用環境を背景に、高額な退職一時金は(一部の役員等を除き)ほとんど存在しない。

拠出の枠組み

働き方にかかわらず同様に適用される非課税拠出枠がある(「共通型」)。

- ・ 前年所得の18%又は前年のDC拠出の上限額26,500Cドル(228万円)の低い方が登録企業年金(RPP)・登録退職貯蓄プラン(RRSP)の共通の枠として設定されることで、働き方や加入できる年金にかかわらず、同じ割合の拠出が可能(コントリビューション・ルーム)。
- ・ こうしたEET型の共通枠管理のほか、TEE型の仕組みとして非課税貯蓄口座(TFSA)が存在し開設率が7割を超える。ただし、一般的な貯蓄を目的としたもの。

給付時の考え方

給付時は原則課税。年金払い、一時金払いどちらでもそのままの額をその他所得と合算した上で総合課税。

- ・ 2,000Cドル(17万円)までの所得については控除可能。
- ・ 72歳までに、登録企業年金(RPP)も登録退職貯蓄プラン(RRSP)も引出しが開始される仕組み(引出しがない場合は、金融機関が口座振り込み等で該当額を本人に払い出す)。
- ・ 年金払い、一時金払いどちらでも他の所得とそのまま合算されたうえで総合課税。一時金引出しは時として最高税率に直面するため、あまり利用されない(州によっては引出し上限を設定)。
- ・ 登録企業年金(RPP)の中途引出しには一定程度制限あり、登録退職貯蓄プラン(RRSP)は原則引出し自由(ただし老後の生活保障の観点から引出しに制限をかける州も存在)。



カナダにおける企業年金・個人退職貯蓄プランの概要（未定稿）

	DB型企业年金 (登録年金プラン (RPP))	DC型企业年金 (登録年金プラン (RPP))	プール型登録年金プラン (PRPP)	登録退職貯蓄プラン (RRSP)
導入年	1887年	1887年	2012年	1957年
拠出方式	事業主、被用者	事業主（拠出は義務）、 被用者	事業主（任意）、 被用者	個人

拠出時の課税	事業主 拠出	<p>個人拠出・被用者拠出・事業主拠出を全て合わせた非課税上限は、以下のうち低い額を基準とし、下記の計算方法に沿って算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年所得の18% 前年のDC拠出の上限額（26,500Cドル（228万円）） <p>※未使用枠については無期限繰越可能</p>
	被用者 (個人) 拠出	<p>計算上は</p> <ol style="list-style-type: none"> 登録退職貯蓄プラン (RRSP) の上限として上記額が決まっており、 前年のDB型への拠出（一定の計算方法あり）と前年のDC型への拠出額等が上記額から減算されていく仕組み。 <p>※ DB型、DC型にもそれぞれ上限額がある。 ※ DB型、DC型以外にも、DPSP（企業が収益の一部を被用者への拠出にあてる制度）等への拠出も共通枠から減算される。</p>

給付時の課税	<p>全額課税</p> <p>(2,000Cドル（17万円）までの所得について控除の対象となる)</p>
--------	---

※非課税貯蓄口座 (TFSA) については、毎年6,000Cドル（52万円）まで拠出可能。未使用枠は無期限で繰越しができ、引出しはいつでも可能。
 ※登録企業年金 (RPP) については中途引出しは原則不可（ただし、住居の購入や教育資金を目的とした支出であれば、15年以内に返済することを条件に非課税で引出し可能）。登録退職貯蓄プラン (RRSP) については、登録企業年金 (RPP) からの移換資産等（ロックイン資産）でなければ、中途引出しは原則可能。

（備考）邦貨換算レート：1Cドル=86円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

私的年金の概観①

- アメリカの私的年金の資産規模は28.2兆ドル（対GDP比145%）、カナダは2.6兆ドル（対GDP比155%）となっており、先進国の中でも規模が大きい。
- アメリカ・カナダともに、終身雇用が少なく平均勤続年数が短いなどの雇用環境を背景に、高額な退職一時金はほとんど存在しない（一部の役員が契約上解雇金の支払いを受ける場合を除く）。
 - ✓ 例えば、アメリカの25歳～64歳の平均勤続年数は5年。

※本報告における私的年金とは、拠出時に所得控除の対象となる等、税制適格の仕組みを指し、個人退職勘定等も含む。

私的年金の概観②

- アメリカ・カナダともに、EET型の税制上の取扱いのある企業年金と個人退職勘定等が私的年金の主な手段として認識されている。
- 企業年金は被用者が加入し、個人退職勘定（IRA）・登録退職貯蓄プラン（RRSP）は働き方によらず利用できるため、自営業やフリーランスの者の資産形成を担うというシンプルな仕組みと当局は認識。また、被用者が企業をやめた際、企業年金を個人退職勘定（IRA）・登録退職貯蓄プラン（RRSP）に資産移換できる（Roll over/Commute）ため、転職後も資産の統合が可能。
- アメリカ・カナダともに、これらの諸制度の税制適格要件は歳入法や所得税法に規定されており、適格の審査は課税庁が行っている。また、労働者保護の観点からの規定も別途存在（アメリカはエリサ法、カナダは基本的に州法）。
- TEE型の仕組みとしては、アメリカはRoth 401(k)とRoth型個人退職勘定（Roth IRA）、カナダは非課税貯蓄口座（TFSA）が存在。アメリカのRoth型個人退職勘定は、若年層や低所得者層の利用が相対的に多いが、資産規模は伝統的個人退職勘定の10分の1程度。またカナダの非課税貯蓄口座は口座開設が7割に達する等広く活用されているが、一般的な貯蓄を目的としており、登録企業年金（RPP）などの老後資産を引き出したあとの受け皿として使用している者もいる。当局は、いずれも老後の資産形成を担う柱とは位置付けていない状況。

- カナダは、働き方や加入している私的年金等の組合せにかかわらず同様に非課税拠出を行えるよう、1990年に上限を一つの枠で統一（コントリビューション・ルーム）。
一定の計算式を用いることで、DB型・DC型でも登録退職貯蓄プラン（RRSP）でも、働き方・資産形成方法によらず、所得に対して同じ割合で拠出が可能となっている。なお、拠出上限は、限度額まで拠出した場合に、引退前所得の70%の収入を得られることを目安として設定。
- アメリカは、企業年金の方が事業主拠出がある分、資産形成がしやすいという観点から、企業年金（401(k)）の非課税拠出上限が個人退職勘定（IRA）よりも大きい。他方で、働き方や所得によって差が大きくならないよう、自営業者等も401(k)やDB型年金等、企業年金と同様のプランの立ち上げが可能であることに加え、企業年金に入っている者については、個人退職勘定（IRA）の非課税拠出上限が所得に応じて減らされる仕組みをとっており、両者の間で緩やかな調整が行われている。
- アメリカ・カナダともに非課税拠出の限度額管理に必要な情報が一か所に集まる仕組みとなっており（課税庁）、限度額以上の拠出についてはペナルティ課税が行われることがある。また、カナダについては、企業年金の適格取り消しが行われることがある。



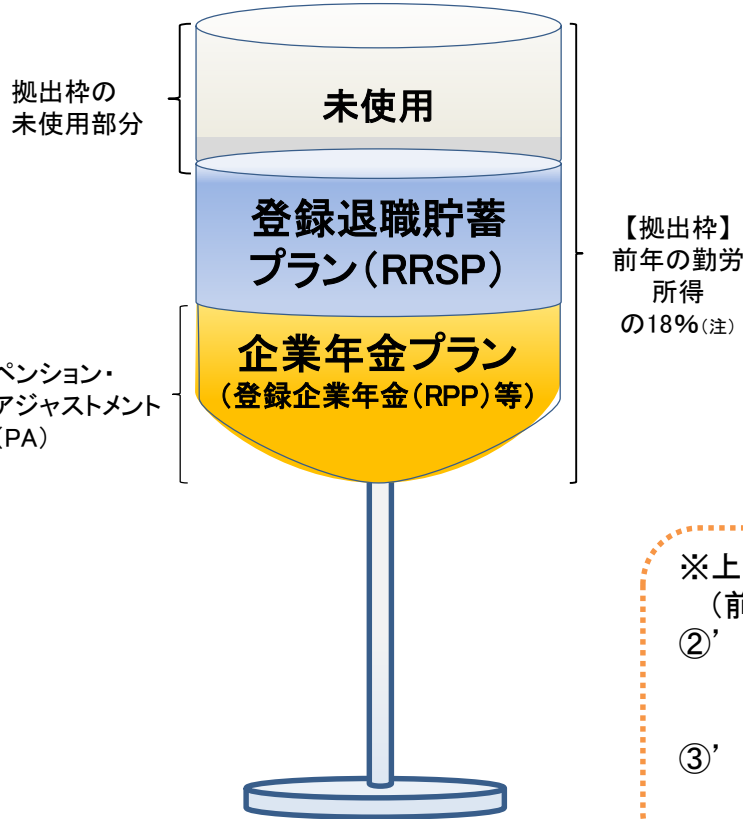
- 給付・拠出の上限は、35年間満額の拠出を行った場合に、引退後平均寿命までの間、引退前所得の70%の水準の私的年金が得られる水準になるよう、設定されている。
- DB型登録企業年金 (RPP) については、拠出限度額は設けられていないが給付の上限があり、勤続期間の各年について、所得の2%分の年金給付が、3,0260ドルの定額の限度額に至るまで認められている。これは、35年の勤続を通して、引退前所得の2%分にあたる給付が引退後毎年得られるように拠出を行うことで、引退後平均寿命までの間、引退前所得の70%の給付を得るように計算 (35年 × 2% = 70%) 。
- DC型登録企業年金 (RPP) 及び登録退職貯蓄プラン (RRSP) については、拠出限度額があり、所得の18%か、定額の限度額の低い方までの拠出が認められている。この18%は、現在の9ドルの拠出が将来の年1ドルにあたるという考えのもと、DB型登録企業年金 (RPP) の給付上限である所得の2%を9倍して算出されている。
- 上述の「9」の係数は、DB型登録企業年金 (RPP) とDC型登録企業年金 (RPP) ・登録退職貯蓄プラン (RRSP) に共通の拠出上限を設ける際の重要な係数となっている (具体的な共通枠の考え方は次頁)。この係数は、拠出上限の統合が行われた1990年時点の賃金や成長率、利率等を勘案して設定されている。
- なお、今年度のDC型登録企業年金 (RPP) 等の定額の拠出限度額である27,2300ドルという数値は、1990年時点で平均賃金の2.5倍として設定されており、その後賃金スライドが行われている。DB型登録企業年金 (RPP) の限度額となっている3,0260ドルは、DC型登録企業年金 (RPP) の拠出上限である27,2300ドルを「9」で割って設定したもの。



(参考) カナダにおける私的年金への非課税拠出額 (未定稿)

- 登録退職貯蓄プラン (RRSP) と登録企業年金 (RPP) への拠出額は**共通の枠 (コントリビューション・ルーム) によって管理されている**。個人が加入できる登録退職貯蓄プラン (RRSP) と、前年のDC型登録企業年金 (RPP) の共通枠を設定することで、働き方や加入できる年金にかかわらず、同じ割合の拠出が可能。
- 前年の登録企業年金 (RPP) 等の企業年金プランへ拠出した分は「**PA (年金調整額)**」と呼ばれ、**今年の登録退職貯蓄プラン (RRSP) の拠出限度額から減算**される。また、未使用の拠出枠については無期限に将来に繰り越すことが可能。
- 企業年金への拠出分は個人の申告書、企業の法定調書によって歳入庁 (CRA) へ提出。**CRAがそれに基づいてコントリビューション・ルームの残額を個人に通知**。

【共通拠出枠の計算のイメージ】



■ 2019年の登録退職貯蓄プラン (RRSP) 拠出可能枠の計算例

(前提) ・2018年の年収10万ドルの従業員

- ・2018年の登録企業年金 (DC型) (RPP) 拠出額は1万ドル (PA)
- ・過去の未使用枠の繰越はなし

- ① 調整前の2019年の登録退職貯蓄プラン (RRSP) 拠出可能枠
10万ドル × 18% = 18,000ドル
- ② PA (年金調整)
1万ドル (登録企業年金 (RPP) 拠出分)
- ③ 調整後の未使用額
前年の登録企業年金 (RPP) への拠出額を今年の拠出枠から減算した8,000ドルが、登録退職貯蓄プラン (RRSP) の拠出枠として2019年に使用可能。なお、未使用の場合は、翌年以降に繰り越される。

※上記に加えて、DB型登録企業年金にも拠出した場合

(前提) 2018年までの過去3年間の平均収入を4万ドルと仮定

- ②' DB型分のPA (年金調整)
4万ドル × 2% = 800ドル
800ドル × 9 (係数) - 600ドル (誤差分調整) = 6,600ドル
- ③' 調整後の未使用額
8,000ドル - 6,600ドル = 1,400ドル

よって、2019年に1,400ドルを登録退職貯蓄プラン (RRSP) 拠出枠として使用可能。

(注) 定額の限度額 (2019年は26,500ドル) と比較し、低い方の額が最終的な限度額となる。

運用及び給付の枠組み

運用

- アメリカ・カナダともに運用時は非課税。
- 運用先としては両国とも、企業年金・個人退職勘定（IRA）/登録退職貯蓄プラン（RRSP）ともに投資信託が中心（うち国内株式が主）。

給付

- アメリカは原則70.5歳までに企業年金も個人退職勘定（IRA）も一定額の引出しを行う制度設計となっており、引き出さない場合は最低引出し額と実際の引出し額の差額についてペナルティ課税が課される。
- カナダは72歳以降、企業年金も登録退職貯蓄プラン（RRSP）も登録退職所得基金（RRIF: Registered Retirement Income Fund）等に移した上で、一定額の引出しを行う設計（引出しがない場合は、金融機関が口座振り込みや小切手等で該当額を本人に払い出す。また、引出し上限を設ける州も存在）。非課税貯蓄口座（TFSA）を受け皿として使う場合もあるが、その際は、一度課税された上で非課税貯蓄口座（TFSA）に入れることとなる。
- 給付時は、アメリカ・カナダともに年金払い、一時金払いどちらの場合でもその他の所得とそのまま合算したうえで総合課税（アメリカは控除なし、カナダは2,000ドル（17万円）分の範囲までを控除可能）。そのため、一時金で引き出した場合は最高税率に近い課税となる可能性もあり、一時金で引き出すことはあまりない。
- アメリカ・カナダともに企業年金では中途の引出しに一定程度の制限あり。個人退職勘定（IRA）等については、アメリカでは中途引出しに対するペナルティ課税があり、カナダでは老後の資産形成の観点から、引出しを認めない州も存在。

- アメリカは労働者のうち55%、カナダは労働者のうち34%が企業年金に加入しているが、当局はこのカバレッジを広げることが課題と認識。特に小規模企業に雇用される者や自営業者の加入促進を行っている。
 - ✓ アメリカでは複数事業主プラン（MEP: Multi-Employer Plan）、カナダではプール型登録年金プラン（PRPP）が存在し、小規模企業や自営業者が複数集まって一つのDC型プランを立ち上げる仕組みがある。これによって資産規模が大きくなり、手数料も下がるメリットがある。
- アメリカではさらに、老後の生活を支えていくという観点から、一時金や有期年金でなく終身の年金払いを企業が提供しやすいように制度改正を進めている。

（参考）アメリカにおける「SECURE法案」

- 現在アメリカの連邦議会において、老後の資産形成に関する法案（SECURE Act (Setting Every Community Up for Retirement Enhancement)）を審議中。5月下旬に下院を通過しており、上院での可決を見込んでいる状態（2019年8月31日現在）。
- 法案は401(k)や個人退職勘定（IRA）等の老後の資産形成手段の改正を行うものであり、以下のような事項が盛り込まれている。
 - ✓ 個人退職勘定（IRA）への拠出上限（現在70.5歳）を撤廃し、最低引出しの開始する年齢を70.5歳から72歳に引上げ
 - ✓ 401(k)プランにおける年金払いを促進するため、企業が在籍する州に登録された金融機関を管理人に指定した場合は訴訟の対象とならないようにするなど、支払いを担当する金融機関が倒産した際に企業が負う訴訟リスクを軽減
 - ✓ 401(k)プランにおいて、現状の拠出に対応する給付額を企業が加入者に開示する仕組みを導入
 - ✓ 複数事業主プラン（MEP）について、現状は同業種等の共通項がある業者のみに限定されるが、その制限を広げることとで、小規模事業主や自営業者の事務負担を軽減し、企業年金を提供しやすいようにする 等

參考資料

私的年金への加入者数

【私的年金への加入者数（万人）】

		アメリカ（2016年）		カナダ（2017年）		日本（2017年）	
労働者（注1）		15,576 〔うち自営業者 971〕	※労働者を100と した場合	1,866 〔うち自営業者 286〕	※労働者を100と した場合	6,664 〔うち自営業者 686〕	※労働者を100と した場合
企業年金加入者		9,385（注2）	（60.3）	626	（33.5）	1,417	（21.3）
	DB型	1,387	（8.9）	421	（22.6）	826	（12.4）
	DC型	7,999	（51.4）	112	（6.0）	591	（8.9）
個人型年金・退職勘定		5,893（注3）	（37.8）	597	（32.0）	43	（0.6）

（注1）労働者は各国ともに2018年の人数。

（注2）現在、企業年金に加入する権利を持っている者の人数。ただし政府職員等を除く。

（注3）個人退職勘定（IRA）残高額を内国歳入庁に報告している者の人数。

（出典）アメリカ：「Labor Force Statistics from the Current Population Survey」（労働省）、「Private Pension Plan Bulletin」（労働省）、「SOI Tax Stats」（内国歳入庁）

カナダ：統計表「11-10-0094-01、11-10-0106-01、14-10-0023-01」（カナダ統計庁）

日本：「労働力調査」（総務省）、「企業年金の受託概況」（生命保険協会・信託協会・JA共済連）、「企業年金白書」（ライフデザイン研究所）



アメリカにおける私的年金の概要（未定稿）

（2019年1月現在）

		DB型	DC型（401(k)）	Roth 401(k)	IRA	Roth IRA
導入年		1875年 （1974年エリサ法にて保護）	1978年	2006年	1974年	1997年
拠出方式		原則雇用主のみ	雇用主、従業員	雇用主、従業員	個人	個人
口座開始可能年齢 （又は拠出可能年齢）		21歳～ ※1年以上勤務	21歳～ ※1年以上勤務	21歳～ ※1年以上勤務	～70.5歳	上限なし
受給開始年齢		概ね65歳～（70.5歳） ※在職中の早期引出しの場合は62歳	59.5歳～（70.5歳） ※加入者が70.5歳以後も働き続け、かつ5%株主ではない場合を除く		59.5歳～（70.5歳）	59.5歳以上でない場合は非適格
ポータビリティの可否		可能		Roth 401(k)とRoth IRA に対して可能	可能 （Roth 401(k)を除く）	Roth IRA に対して可能
税務上の 原則的取 扱い	拠出時	原則拠出なし	非課税	課税	非課税	課税
	運用時	非課税				
	給付時	課税		非課税（一定の給付要件を 満たす場合）	課税	非課税（一定の給付要件を 満たす場合）
拠出時の 課税 （拠出限度額）		<事業主拠出> 給付額が年225,000ドル（2,543万円）又は最も給与が高かった連続3年間の平均給与額のうち低い方を超えない水準等まで拠出可能	年19,000ドル（215万円）又は年間給与等のうち低い方 ※50歳以上の者は6,000ドル（68万円）のキャッチアップ拠出が可能 ※事業主は従業員拠出と合計で年56,000ドル（633万円）。全加入者の給与総額の25%まで。		年6,000ドル（68万円）又は年間給与等のうち低い方 ※50歳以上の者は1,000ドル（11万円）のキャッチアップ拠出が可能 ※Roth IRAについては、所得に応じて上限額が逡減・消失。IRAもほかに企業年金に加入している場合は、所得に応じて上限額が逡減・消失。	
未使用枠の繰越し		不可				
給付時の課税		全額課税 ※拠出時に控除されなかった部分について、年金給付額から相当額を控除可能な場合あり	非課税（一定の給付要件を 満たす場合）		全額課税 ※拠出時に控除されなかった部分について、年金給付額から相当額を控除可能な場合あり	非課税（一定の給付要件を 満たす場合）
中途引出し		原則不可（一定の場合を除き10%の追加課税あり）	拠出分は可・運用益は原則不可（一定の場合を除き10%の追加課税あり）		可（一定の場合を除き10%の追加課税あり）	拠出分は可・運用益は原則不可（一定の場合を除き10%の追加課税あり）
一時給付金の可否		可（企業年金については一時金引出しのオプションがある場合）				

※各国ヒアリング等に基づく。代表的な年金について、原則的な取り扱いを示したものの。

（備考）邦貨換算レート：1ドル＝113円（基準外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



アメリカにおける私的年金のイメージ（未定稿）

正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (フリーランス等)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
------------------------	-------------------------	----------	-------------------	----------------------	------------------------------



退職勘定

個人退職勘定 (IRA: Individual Retirement Account) 給与所得者用・自営業者用等多数のプランあり	配偶者IRA ※拠出は所得を有する者が行う
--	--------------------------

DB型企业年金及びDC型企业年金は、企業が任意で実施。
小規模企業等が、独自の企業年金プランの代わりに個人退職勘定を従業員のために設定したり、従業員が設定した個人退職勘定に拠出したりすることも可能。
また、複数の小規模企業等の事業主や自営業者が集まって、一つのDC型年金を運営することも可能。

自営業者が一人でDBプラン・DCプランを立ち上げることも可能

企業年金等

DB型企业年金	DC型企业年金・DB型企业年金
DC型企业年金	

(凡例) 税制上の措置が講じられている代表的な制度を列举し、当局へのヒアリング等に基づいて作成。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	------------	---------------	--------



カナダにおける私的年金等の概要（未定稿）

（2019年1月現在）

		DB型登録企業年金 (RPP)	DC型登録企業年金 (RPP)	据置型利益分配プラン (DPSP)	プール型登録企業年金 (PRPP)	登録退職貯蓄プラン (RRSP)	【参考】非課税貯蓄口座 (TFSA)					
導入年		1887年		1961年	2012年	1957年	2009年					
拠出方式		事業主、被用者	事業主、被用者（任意）	事業主	事業主（任意）、被用者 ※自営業者等	個人	個人					
口座開始可能年齢 (又は拠出可能年齢)		連邦規制業種の被用者については、連邦法が適用され、その他の被用者については州法が適用される		18歳から71歳になる年の12月末までで、前年に所得のある全てのカナダ居住者			18歳以上の社会保障番号を有する個人					
受給開始年齢		自由に設定可（～72歳まで） ※71歳になる年の12月31日までにRRIFに資産を移換し、72歳になる年の12月31日までに引出しを開始する必要					-					
ポータビリティの可否		可能				RRSPに対して可能	-					
税務上の原則的取扱い	拠出時	非課税					課税					
	運用時	非課税										
	給付時	課税					非課税					
拠出時の課税 (拠出限度額)		<p>【コントリビューション・ルーム】 個人拠出・被用者拠出・事業主拠出を全て合わせた非課税上限は、以下のうち低い額を基準とし、下記の計算方法に沿って算出。 ・前年所得の18% ・前年のDC拠出の上限額（26,500Cドル（228万円）） ※未使用枠については無期限繰越可能</p> <p>計算上は、登録退職貯蓄プラン（RRSP）の上限として上記額が決まっており、前年のDB型への拠出（一定の計算方法あり）と前年のDC型への拠出額等が上記額から減算されていく仕組み。 ※DB型、DC型にもそれぞれ上限額がある。DB型、DC型以外にも、DPSP等への拠出も共通枠から減算される。</p> <table border="1"> <tr> <td>給付額の上限は、 3,026Cドル（26万円）</td> <td>勤労所得の18% or 27,230Cドル (234万円)の低い方</td> <td>勤労所得の18% or 13,615Cドル (117万円)の低い方</td> <td>前年の勤労所得の 18% or 26,500Cドル (228万円)の低い方</td> <td>前年の勤労所得の 18% or 26,500Cドル (228万円)の低い方</td> </tr> </table>					給付額の上限は、 3,026Cドル（26万円）	勤労所得の18% or 27,230Cドル (234万円)の低い方	勤労所得の18% or 13,615Cドル (117万円)の低い方	前年の勤労所得の 18% or 26,500Cドル (228万円)の低い方	前年の勤労所得の 18% or 26,500Cドル (228万円)の低い方	6,000Cドル（52万円）
給付額の上限は、 3,026Cドル（26万円）	勤労所得の18% or 27,230Cドル (234万円)の低い方	勤労所得の18% or 13,615Cドル (117万円)の低い方	前年の勤労所得の 18% or 26,500Cドル (228万円)の低い方	前年の勤労所得の 18% or 26,500Cドル (228万円)の低い方								
未使用枠の繰越し		可能										
給付時の課税		全額課税 (2,000Cドル（17万円）までの所得は、15%の税額控除あり（上限300Cドル（3万円））					非課税					
中途引出し		原則不可（一定の場合を除き10%～30%の源泉徴収あり）					可					
一時給付金の可否		可（引出し額をそのまま他の所得と合算した上で総合課税）					可					

※各国ヒアリング等に基づく。代表的な年金について、原則的な取り扱いを示したもの。

（備考）邦貨換算レート：1Cドル＝86円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。



カナダにおける私的年金等のイメージ（未定稿）

正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業 (フリーランス等)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就職配偶者)
------------------------	-------------------------	----------	------------------	----------------------	------------------------------



投資・
貯蓄促進・
その他

非課税貯蓄口座 (TFSA : Tax-Free Savings Account) TEE型

退職貯蓄

登録退職貯蓄プラン (RRSP : Registered Retirement Saving Plan)

配偶者RRSP
※拠出は所得を有する者が行う

企業年金

プール型登録年金プラン (PRPP : Pooled Registered Pension Plan) (DC型)
※複数の小規模企業等の事業主や自営業者が集まって、一つのDC型年金を運営

登録年金プラン (RPP : Registered Pension Plans)
DB型企业年金

登録年金プラン (RPP : Registered Pension Plans)
DC型企业年金

※据え置き利益分配プラン (DPSP : Deferred Profit Sharing Plan) も存在

(凡例) 税制上の措置が講じられている代表的な制度を列举し、当局へのヒアリング等に基づいて作成。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	------------	---------------	--------



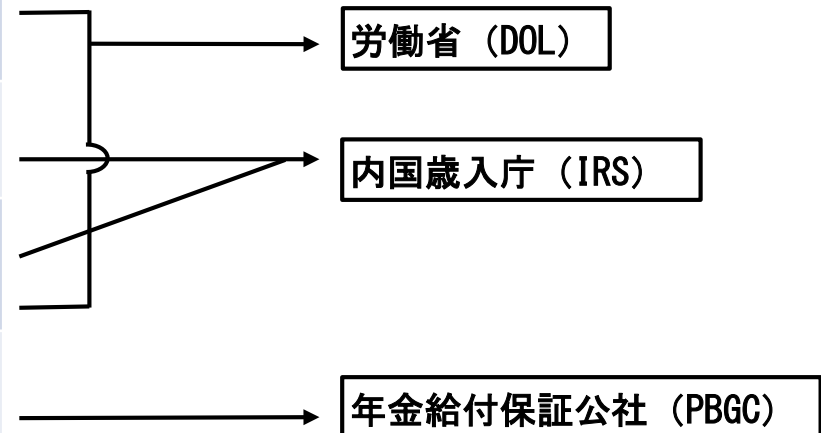
エリサ法の概要（アメリカ）

- エリサ法（ERISA : Employee Retirement Income Security Act）は、1974年に制定された、企業年金に関して被用者を保護するための基準を定めた連邦法である。
- 第1章は被用者の年金給付に関する権利保護について規定しており、労働省が所管。第2章は内国歳入法を修正する形で税法上のルールを規定しており、内国歳入庁が所管。第3章は管轄や執行について規定しており、労働省及び内国歳入庁が所管。第4章は年金プランの保証を規定しており、年金給付保証公社が所管。
- エリサ法の適用上、労働者保護の対象は被用者であるが、適格企業年金についての税制上のルールは内国歳入法に従うことから、自営業者等であっても適格企業年金を立ち上げている場合にはこれに従うこととなる。
- なお、企業が被用者に提供する個人退職勘定のプランとして、企業が実際に拠出をするSEP（Simplified Employer Plan）とSIMPLE（Savings Incentive Match Plan for Employees）IRAがあり、これらは両方ともエリサ法の対象である。他方で、事業主が被用者の給与の一部を個人退職勘定に入れるPayroll deduction IRAについては、エリサ法の対象ではない。

エリサ法の構成

第1章	被用者に対する年金給付の権利保護
第2章	内国歳入法の修正
第3章	管轄権、監督、執行等
第4章	年金プランの保証等

<管轄機関>





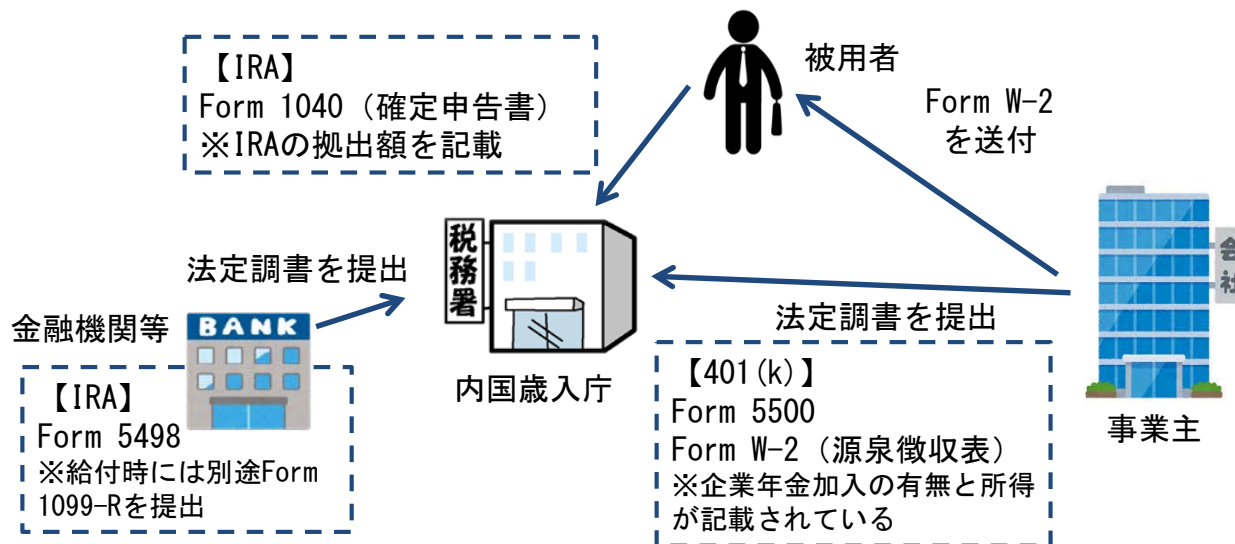
【非課税拠出限度額】

- 企業年金及び個人退職勘定 (IRA) の非課税拠出限度額は、それぞれ税法である内国歳入法に規定されており、2019年における401(k)の一般的な非課税拠出限度額は年間19,000ドル（215万円）、個人退職勘定 (IRA) の一般的な非課税拠出限度額は年6,000ドル（68万円）となっている。
- ただし、企業年金に加入している場合は、所得に応じて個人退職勘定 (IRA) の非課税拠出限度額が減り、単身者の場合7.4万ドル（836万円）で消滅するという緩やかな調整がある。

【拠出額の把握・管理】



- 内国歳入庁 (IRS) は、企業年金の設置状況を事業主が提出するForm 5500（プラン参加者が100人未満の場合はForm 5500-SF、1人の場合はForm 5500-EZ）や、被用者に支払う賃金に関するForm W-2（企業年金への加入有無のチェック欄あり）により、被用者の拠出額を把握。
- 個人退職勘定 (IRA) の拠出については、金融機関等が内国歳入庁に対してForm 5498で報告を行う必要。納税者は、所得税申告時に控除額を申告する。
- 内国歳入庁は企業・金融機関・被用者からの情報を元に、拠出限度額を超えていないか、企業年金に加入している場合の限度額の減少を確認。なお、拠出限度額を超えて拠出した場合には、ペナルティの課税が存在する。

【401(k)と個人退職勘定 (IRA) における拠出額把握方法のイメージ】



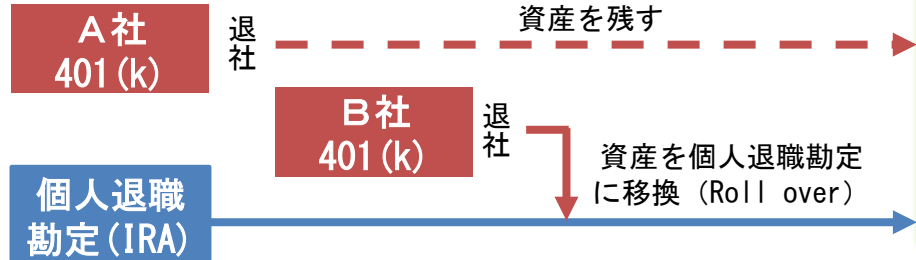
(備考) 邦貨換算レート：1ドル=113円（基準外国為替相場：平成31年（2019年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

給付時の課税関係の概要（未定稿）

	 アメリカ	 カナダ
年金払い	全額課税	全額課税
一時金払い	※Roth型は給付時非課税	※2,000Cドル（17万円）までの所得については控除の対象
(参考) 中途引出し	59.5歳以前の場合、障害、医療等（IRAについては、最初の住宅取得や教育も含む）の一定の場合を除き、10%の追加課税あり。 ※企業年金は引出し自体にも制限あり ※引出し分は他の所得とそのまま合算されたとうえで総合課税	<ul style="list-style-type: none"> 登録企業年金(RPP): 障害、医療、経済的困窮等の場合のみ引出し可。 登録退職貯蓄プラン(RRSP): 引出し可*（登録企業年金からの移換資産等に制限がある場合も存在）。 ※引出し分は他の所得とそのまま合算されたとうえで総合課税

* 住宅（Home Buyers' Plan）については毎年上限35,000Cドル（2019年3月末～）、教育（Lifelong Learning Plan）については毎年上限10,000Cドル（全期間合計20,000Cドル）まで、返済（15年/10年）を条件に非課税で引出し可能。

アメリカにおける資産形成・給付の流れ

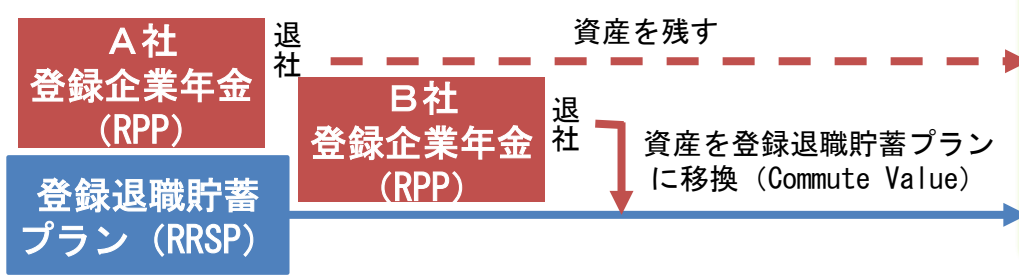


遅くとも70.5歳～

引出し開始

- ※ 最低引出し額（RMD: Required Minimum Distribution）を毎年引き出していくことが多い
- ※ 年金払いも一時金も、引出し分は他の所得とそのまま合算されたとうえで総合課税

カナダにおける資産形成・給付の流れ



遅くとも72歳～

RRIF等に資産を移換の上、引出し開始

- ※ 引出し上限が設けられたFundも存在
- ※ 年金払いも一時金も、引出し分は他の所得とそのまま合算されたとうえで総合課税

公的年金の概要（未定稿）



アメリカにおける公的年金の概要

- 老齢・遺族・障害年金（OASDI）は、賦課上限（132,900ドル（1,502万円））までの所得に対して12.4%の保険料（社会保障税の形で内国歳入庁が徴収）が課される。被用者の場合は労使折半で、自営業者の場合は全額自己負担。なお、被用者及び400ドル（5万円）以上の所得がある自営業者は原則全て加入。
- 給付の受給資格として40加入四半期（10年相当）が必要であり、66歳が満額受給年齢となる（1943～1954年生まれの者。それ以降は、67歳まで段階的に引き上げられる予定。）。また、給付額については、スライド済平均賃金月額（賦課対象となった生涯賃金のうち、最も高い35年間分を賃金スライドさせ、その平均の月額報酬を計算したもの）に基づき、この月額報酬のうち、最初の926ドル（10万円）までは90%、926ドルから5,583ドル（63万円）までは32%、それを超える部分については15%を代替し、これらを合算する形で計算される。給付乗率を一定の所得水準で低減させるバンドポイント方式により、所得再分配を行っている。
- 給付時は課税となるが、公的年金の給付額と公的年金以外の所得額の多寡に応じて、年金給付額に対する控除割合が決定する仕組みとされている。



カナダにおける公的年金の概要

- 老齢保障制度（OAS）は非拠出性の年金であり、一般財源から給付。18歳以降でカナダに10年以上居住していた場合に給付の対象となり、40年以上居住していると満額受給できる。現役時代の所得に関係なく、一定額（月601.45Cドル（5万円））が給付される。
- また、とりわけ低所得者に対しては、所得保障補足（GIS）という補足型の年金があり、その所得に応じて老齢保障制度に追加で給付が行われる。
- なお、老齢保障制度には、税制上、高所得者が老齢保障制度の年金の一部又は全部を払い戻す仕組み（クローバック）が存在する（77,580Cドル（667万円）以上で払い戻しが始まり、基準額を超える所得に15%の払い戻し税がかかる。125,696Cドル（1,081万円）で老齢保障制度の給付が消滅する）。
- 社会保険方式のカナダ年金プラン（CPP）は、連邦政府と州政府が共同で運営する年金制度であり、基礎的な所得代替を与えるための確定給付の仕組みである。保険料率は10.2%（被用者の場合は労使折半、自営業者の場合は全額自己負担）であり、賦課上限は年間の平均賃金に等しく57,400Cドル（494万円）となっている。引退前所得の25%の代替率を達成することを目的としているが、2019年より開始されたカナダ年金プランの拡大により、今後徐々に33.33%まで引き上げることとされている。
- 給付時は全額課税される。ただし所得保障補足の給付は課税されない。



アメリカの所得税の構造(イメージ)

(2019年1月現在)

個人単位課税と夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択制

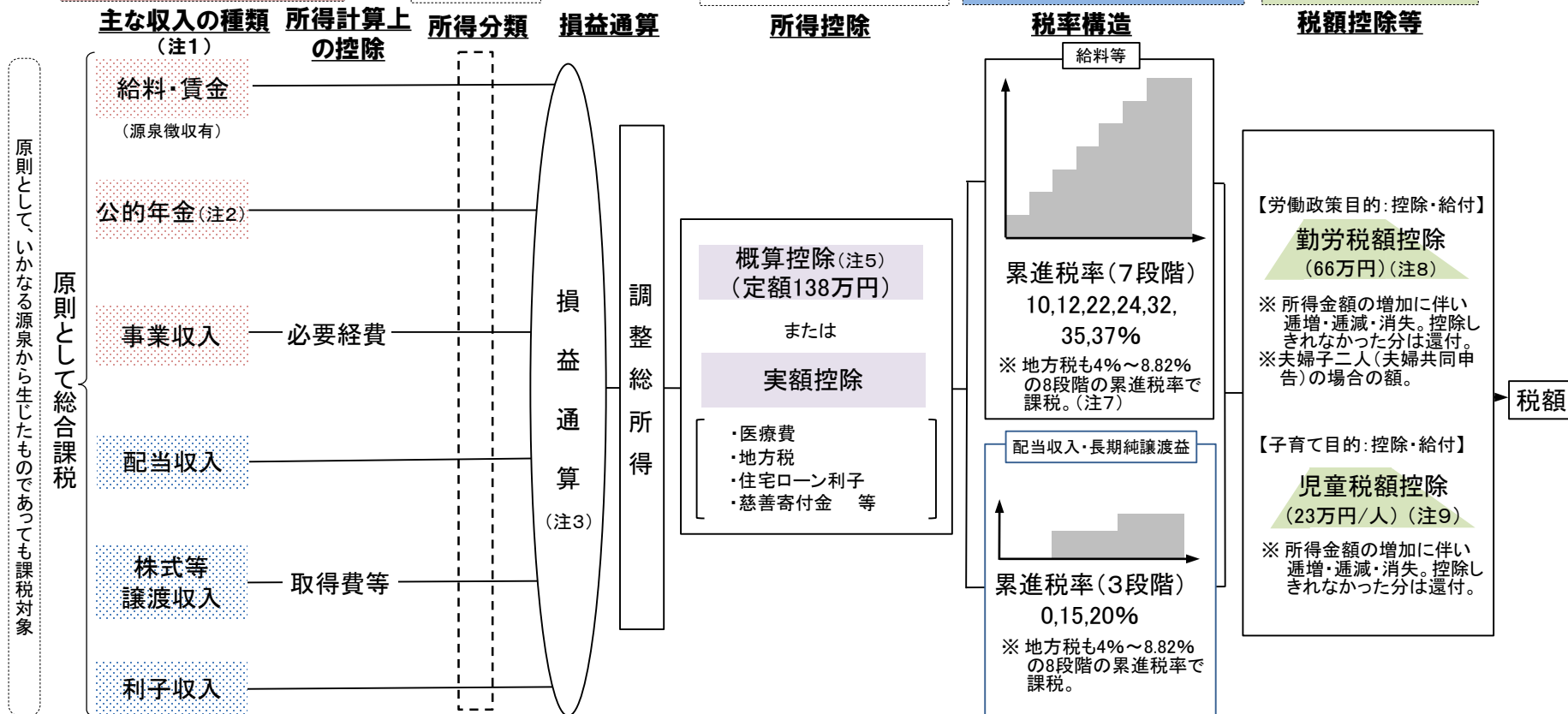
○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 所得分類は存在しない。

○ 全ての種類の収入に関し、統一的に用いることができる概算控除が存在(注4)。

○ 配当収入及び長期純譲渡益については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注6)。

○ 労働政策上の給付や児童手当に代わるものとして税額控除が存在。



(備考1) 上記で図示したものは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。 邦貨換算レートは、1ドル=113円(基準外国為替相場:平成31年(2019年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護は非課税、失業手当は課税(児童手当は存在しない)。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。

(注2) 公的年金(OASDI)の場合、収入に応じてその一部を総所得に算入することとされているが、企業年金の場合、そうした取扱いはない。

(注3) 株式等譲渡収入については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡益/損と長期純譲渡益/損の通算を行う。その後、短期純譲渡損もしくは長期純譲渡損が生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドル(34万円)を限度に損益通算が可能であり、短期・長期の順で他の収入と損益通算し、残った譲渡損には無制限の繰越しが認められる。

(注4) 個人事業主を含むパスルー事業体については、一定の適格事業所得の20%を控除することが認められる。(所得制限(一定の所得を超えると控除上限)あり。)

(注5) 2018年1月以前の人的控除は、概算控除に統合された。夫婦共同申告の場合、控除額は2倍になる。

(注6) 給料等、配当収入及び長期純譲渡益の順に所得を積み上げて、配当収入及び長期純譲渡益部分に対応する累進税率ブラケットを適用する。

(注7) ニューヨーク州の場合、ニューヨーク市の場合、別途市所得税(所得の2.7%~3.4%の4段階)と、付加税(市所得税額の14%)が課される。

(注8) 利子・配当等の非適格所得が3,600ドル(41万円)を超えない場合等にも適用される。

(注9) 児童以外の被扶養者については、1人当たり500ドル(6万円)の税額控除が認められる。

カナダの所得税の構造(イメージ)

(2019年1月現在)

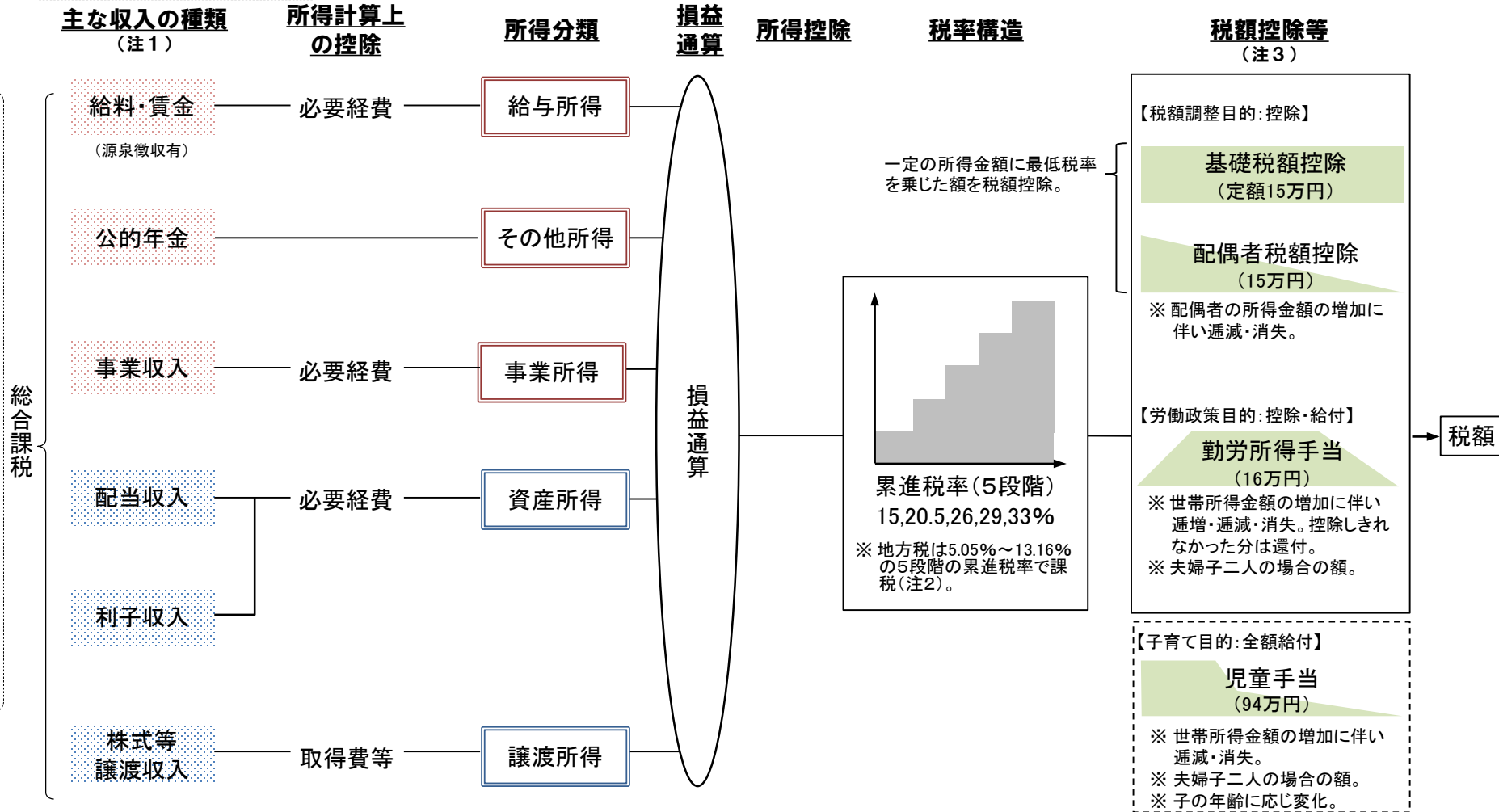
個人単位課税

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。

原則としていかなる源泉から生じたものであっても課税対象



(備考1) 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1カナダドル=86円(裁定外国為替相場:平成31年(2019年)1月中適用)。
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、其他所得に分類。
 (注2) オンタリオ州の場合。
 (注3) 基礎税額控除、配偶者税額控除、勤労所得手当、児童手当の他、勤労税額控除、年金所得税額控除、社会保険料税額控除等がある。